

関税込率法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（案） 参照条文目次

○ 関税込率法等の一部を改正する法律（平成二十九年三月三十一日法律第十三号）（抄）	1
○ 関税込率法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成二十九年政令第二百二十七号）（抄）	3

◎ 関税率法等の一部を改正する法律（平成二十九年三月三十一日法律第十三号）（抄）

（関税法の一部改正）

第二条（省 略）

第三条 関税法の一部を次のように改正する。

第十五条第三項中「第一条第一項各号」の下に「（行政機関の休日）」を加え、同条第九項を削り、同条第十項を同条第九項とし、同条第十一項から第十三項までを一項ずつ繰り上げ、同条第十四項後段を削り、同項を同条第十三項とし、同条に次の一項を加える。

14 第一項の規定による報告（積荷に関する事項の報告を除く。）、第二項の規定による書面の提出（積荷に関する事項に係る書面の提出を除く。）、第七項から第九項まで若しくは前項の規定による報告又は第十項の規定による書面の提出は、電子情報処理組織を使用して行わなければならない。ただし、電気通信回線の故障その他の事由により電子情報処理組織を使用してこれらの報告又は書面の提出を行うことができない場合として財務省令で定める場合は、この限りでない。

第十五条の二第二項中「第七項、第八項又は第十項」を「又は第七項から第九項まで」に改める。

6 第一項若しくは前項の規定による報告又は第二項の規定による書面の提出は、電子情報処理組織を使用して行わなければならない。ただし、電気通信回線の故障その他の事由により電子情報処理組織を使用して当該報告又は書面の提出を行うことができない場合として財務省令で定める場合は、この限りでない。

第十六条第一項中「同条第十項」を「同条第九項」に、「同条第十一項」を「同条第十項」に改める。

5 第一項後段の規定による書面の提出（積荷に関する事項に係る書面の提出を除く。）又は前項の規定による報告は、電子情報処理組織を使用して行わなければならない。ただし、電気通信回線の故障その他の事由により電子情報処理組織を使用して当該書面の提出又は報告を行うことができない場合として財務省令で定める場合は、この限りでない。

4 第一項後段の規定による書面の提出又は前項の規定による報告は、電子情報処理組織を使用して行わなければならない。ただし、電気通信回線の故障その他の事由により電子情報処理組織を使用して当該書面の提出又は報告を行うことができない場合として財務省令で定める場合は、この限りでない。

第十八条第三項中「第十五条第十項から第十二項まで」を「第十五条第九項から第十一項まで」に改め、同項ただし書中「第十五条第十項」を「第十五条第九項」に、「同条第十一項」を「同条第十項」に改め、同条第四項中「第十五条第十項」を「第十五条第

九項」に改め、同条に次の一項を加える。

5 前項の規定による書面の提出は、電子情報処理組織を使用して行わなければならない。ただし、電気通信回線の故障その他の事由により電子情報処理組織を使用して当該書面の提出を行うことができない場合として財務省令で定める場合は、この限りでない。

5 第二項又は前項の規定による書面の提出は、電子情報処理組織を使用して行わなければならない。ただし、電気通信回線の故障その他の事由により電子情報処理組織を使用して当該書面の提出を行うことができない場合として財務省令で定める場合は、この限りでない。

第二十條第四項後段を削り、同条に次の一項を加える。

5 前項の規定による報告は、電子情報処理組織を使用して行わなければならない。ただし、電気通信回線の故障その他の事由により電子情報処理組織を使用して当該報告を行うことができない場合として財務省令で定める場合は、この限りでない。

第二十條の二第六項後段を削り、同条に次の一項を加える。

7 第一項若しくは前項の規定による報告又は第二項若しくは第四項後段の規定による書面の提出は、電子情報処理組織を使用して行わなければならない。ただし、電気通信回線の故障その他の事由により電子情報処理組織を使用して当該報告又は書面の提出を行うことができない場合として財務省令で定める場合は、この限りでない。

第二十六條中「第十項から第十二項まで」を「第九項から第十一項まで」に、「第十八條の二」を「第十八條の二第一項から第四項まで」に改める。

第六十七條の二第四項中「第十項」を「第九項」に、「第十一項」を「第十項」に改める。

第六十九條の十一第一項第三号中「(爆発物の使用)」を削り、同項第六号中「電磁的記録」の下に「(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)」を加える。

第一百十四條第一項第一号中「第十項」を「第九項」に改め、同項第二号中「第十一項」を「第十項」に改め、同項第五号中「第十項」を「第九項」に改め、同項第十一項」を「第十項」に改め、同項第四号中「第十五條第十二項」を「第十五條第十一項」に改める。

第一百十四條の二第一号中「第十四項前段」を「第十三項」に改め、同条第五号中「第十七條第四項前段」を「第十七條第四項」に改め、同条第六号中「第二十條第四項前段」を「第二十條第四項」に改める。

第一百五條の二第二号中「第十五條の三第五項前段」を「第十五條の三第五項」に改め、同条第三号中「第十七條の二第三項前段」を「第十七條の二第三項」に改め、同条第五号中「第二十條の二第六項前段」を「第二十條の二第六項」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 一三 (省 略)

四 第三条の規定及び附則第六条中地位協定臨時法第五条第一項ただし書の改正規定（「第十七条」を「第十七条第一項」に改める部分を除く。） 公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日

（日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律の一部改正）

第六条 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律の一部を次のように改正する。

第五条第一項ただし書中「第十二項」を「第十一項」に、「第十項」を「第九項」に、「第十七条」を「第十七条第一項」に改め、同条第二項中「足る」を「足りる」に改める。

(省 略)

◎ 関税率法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成二十九年政令第二百二十七号）（抄）

(関税法施行令の一部改正)

第一条 関税法施行令（昭和二十九年政令第百五十号）の一部を次のように改正する。

(省 略)

第十三条第一項及び第二項中「第十五条第十項」を「第十五条第九項」に改め、同条第二号中「その税関空港に入港する九十分前」を「直前の出発空港を出港した時から三十分を経過する時」に改め、同条第三項中「第十五条第十項」を「第十五条第九項」に改め、同項第一号中「及び」を「、荷送人及び荷受人の住所又は居所及び氏名又は名称並びに」に改め、「の番号」の下に「（当該貨物について運航者等（外国貿易機の運航者その他外国貿易機の運航を自ら行うものとして財務省令で定める者をいう。以下この号において同じ。）が交付する航空貨物輸送証の番号をいい、当該貨物について運航者等の行う運送を利用してする貨物の運送を業として行う者であつて当該運航者等と当該貨物の運送契約を締結するものが交付する航空貨物輸送証がある場合には、当該航空貨物輸送証の番号を含む。）その他財務省令で定める事項」を加え、同条第四項中「第十五条第十二項」を「第十五条第十一項」に改め、同条第五項中「第十五条第十三項」を「第十五条第十二項」に改め、同条第六項中「第十五条第十四項前段」を「第十五条第十三項」に改め、同項各号中「第十五条第十三項」を「第十五条第十二項」に改める。

第十三条の二第二項第一号及び第二項中「、第七項、第八項又は第十項」を「又は第七項から第九項まで」に改める。

第十四条第三項中「入港の九十分前」を「直前の出発空港を出港した時から三十分を経過する時」に改め、同項ただし書中「直前
の出発空港とその航空機が入港しようとする税関空港との距離」を「航空運送事業者の別」に改め、同条第九項中「第十五条の第三
五項前段」を「第十五条の三第五項」に改める。

(省 略)

第十八条第一項第六号中「及び」を「、荷送人及び荷受人の住所又は居所及び氏名又は名称並びに」に改め、「の番号」の下に
「(当該貨物について運航者等(外国貿易機の運航者その他外国貿易機の運航を自ら行うものとして財務省令で定める者をいう。以
下この号において同じ。))が交付する航空貨物輸送証の番号をいい、当該貨物について運航者等の行う運送を利用してする貨物の運
送を業として行う者であつて当該運航者等と当該貨物の運送契約を締結するものが交付する航空貨物輸送証がある場合には、当該航
空貨物輸送証の番号を含む。」その他財務省令で定める事項」を加え、同条第四項中「第二十条第四項前段」を「第二十条第四項」
に改め、同項を同条第五項とし、同条中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定による申請書(同項第三号及び第四号に掲げる事項に限る。)の提出は、電子情報処理組織(電子情報処理組織によ
る輸出入等関連業務の処理等に関する法律第二条第一号(定義)に規定する電子情報処理組織をいう。以下同じ。)を使用して行
わなければならない。ただし、電気通信回線の故障その他の事由により電子情報処理組織を使用して当該申請書の提出を行うこと
ができない場合として財務省令で定める場合は、この限りでない。

(省 略)

第五十五条の三中「(電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律第二条第一号(定義)に規定する電子情報
処理組織をいう。以下同じ。)」を削る。

(省 略)

(電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律施行令の一部改正)

第九条 電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律施行令(昭和五十二年政令第二百二十号)の一部を次のよう
に改正する。

(省 略)

別表第四号中「、第八項若しくは第十項」を「から第九項まで」に、「同条第十一項」を「同条第十項」に、「同条第十二項」を
「同条第十一項」に、「同条第十四項」を「同条第十三項」に改め、同号の次に次の一号を加える。

(省 略)

別表第八号中「第十五条第十項」を「第十五条第九項」に、「同条第十一項」を「同条第十項」に改め、「届出」の下に「若しく
は書面の提出」を加え、同表第一二号中「又は同条第五項」を「、同条第四項の規定による出港届若しくは書面の提出又は同条第六
項」に改め、同表第一七号中「第二十五条」を「第二十五条各項」に改め、同表中第二九号の五を第二九号の八とし、第二九号の四

を第二九号の七とし、第二九号の三を第二九号の五とし、同号の次に次の一号を加える。

(省 略)

附 則

(施行期日)

第一条 この政令は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 四 (省 略)

五 第一条中関税法施行令第十三条の改正規定(同条第二項第二号の改正規定を除く。)、同令第十三条の二の改正規定、同令第十

四条第九項の改正規定、同令第十八条の改正規定及び同令第五十五条の三の改正規定並びに第九条中電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律施行令別表第四号の改正規定及び同表第八号の改正規定(「届出」の下に「若しくは書面の提出」を加える部分を除く。)

改正法附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日